

私自身を大事にしていれば、
他人も大事にできる



フリーアナウンサー

八木 早希 さん

幼いころから憧れたアナウンサーの夢をかなえ、インタビューを中心に、関西、東京、そして世界で活躍中の八木早希さん。プライベートでも2人の男の子に恵まれ幸せを満喫中。仕事の醍醐味や海外での生活、人権の話をわかりやすくお話いただきました。

やぎ・さき◎1978年生。アメリカ合衆国生まれの大阪市阿倍野区育ち。小学4年から3年間を韓国で過ごし、高校在学中にアメリカ・シアトルへ留学も経験。同志社大学へ進学し、2001年に毎日放送入社。2006年、優秀なアナウンサーに与えられる「アノンシスト賞」(フリートーク部門)受賞。同年、「韓国観光名誉広報大使」に任命される。2011年よりフリーアナウンサーに転向し、日本テレビ系「NEWS ZERO」、関西テレビ「たかじん胸いっぱい」などに出演。著書に「誰とでも自然と親しくなれる30のルール(朝日新聞出版)」がある。二児の母。

マイクを持って華やかな世界へ

—アナウンサーになれたきっかけは？
小学4年のとき、テレビでソウルオリンピックを観て、フローレンス・ジョイナーという女性の陸上選手にすごく憧れていました。彼女が優勝した次の瞬間、マイクを持った人が大勢駆け寄ってインタビューを始めたのを見て「マイクを持てばジョイナーと喋れるんや!」と思ったのがアナウンサーに憧れるきっかけでした。
—アナウンサーになるために努力されたことは？

大学3年のとき、就職活動の傍ら、アナウンススクールに通っていました。インタビュ어가うまいアナウンサーになったかったので、学校で知識を学ぶだけでなく、通りすがりの人やエレベーターに乗り合わせた人とも、インタビュ어의練習だと思って話しかけていました。また、テレビの前に鉛筆とメモ用紙を用意して、プロのアナウンサーがどんな表現をしているのか、話の受け方、返し方、話題の変え方などを研究し、日常的に実践していました。

—仕事を始めて分かったことは？

新人のとき「ちんぷいぷい」という生放送の情報番組で、大きな失敗をしたことがあります。それはアウトレットショップからの中継で、鍋を紹介したのですが「箱に傷があるだけで、普通にお店で買うより断然安い。箱なんてすぐに捨てますからね!」と言ってしまったんです。すぐに視聴者センターに電話が入り「今日の八木さんのレポートには、大変



傷つけられました。あの箱を作っているのは夫の会社です」と。人を傷つけたことに傷つきました。その失敗をきっかけに、物事の裏にある想いを意識するようになりました。たとえば、水が置いてあるのは誰かが置いてくれたから、テーブルがきれいなのは誰かが拭いてくれているから。

まさかの「ハロー、サキ!」

—お仕事する中で、どんな方と会えましたか？

フリーになると決断して東京へ行ったとき、『NEWS ZERO』という報道番組で嵐の櫻井翔さんと一緒にさせていただきました。櫻井さんが月曜日に座っている椅子に金曜日は私が座るんだって自慢してました(笑)。

それから、アカデミー賞の授賞式に出て憧れのレッドカーペットを踏むことができました。フカフカ。まるで雲の上を歩くみたいな感触。仕事

を離れ、ただのミーハーになっていたかもしれない(笑)。

—印象深いお仕事は？

トム・クルーズさんにインタビューをさせていただいた時のことです。事前に履歴書を提出しなければならず、なんだか敷居が高いなと思っていましたが、違ったんです。トム・クルーズさんは、インタビュ部屋に入ってから来られるなり「ハロー、サキ!」と声をかけて下さいました。そして、履歴書のことをご本人に聞いてみると「私はみんなに知られていないのに、私が話し相手のことを知らないのはよくない」とのこと。ハリウッドスターのキラキラした一面だけでなく、謙虚な人間性や価値観に触れられました。そう思った喜びが、この仕事を続けていく原動力になっています。

掛け算の九九が「個性」に!!

—海外経験が豊富ですが、日本との違いを感じられましたか？

私が通っていたアメリカの学校では、クラスの半数が白人で、半数はマインリテイ(少数派)でした。

半数を占める白人の集団にとって、少数派は特に関心のない人。『見えない人』でした。存在感を示すには、自分の声をあげていかなくてはいいないというのがアメリカに住むことの大変さではないでしょうか。そんな中、私が存在感を示せたのは、掛け算の九九。アメリカではたとえ2×3でも電卓を使います。アジア人はすぐ「6」だとわかる。すると「カッコいい!」と(笑)。思わぬものが「個性」になりました。



が「個性」になりました。

—帰国後、ギャップがあったのでは？

海外では、個性や存在感を示す努力をしてきたのに、日本では「みんなと一緒に」が平和だと感じ、中学の3年間は声を殺していました。「アメリカや韓国にいました」といったことはなるべく言わず、女子グループの一人として「群れていました」。

しかし、自分の進路を決める受験の時、このままでは自分も、自分の将来も見失うと思い、思い切った群れから離れ、受験に集中しました。

今もし、周りに合わせて無理をしている人がいたら、「どう思われるか」より「どうしたいか」を大事にしてほしいと思います。

私自身を大事にする

—「人権を守る」ことをどのように理解されていますか？

「人権=自分らしさ」。「私の人権」を守ることは、「私らしさ」を守ること。私が私のことを大事にしていれば、他の人も同じように自分を大事にし

ていることが想像できるので、その人の価値観に土足で踏み込んでいくことにはならないと思います。考えが違ふ人の場合には「そういう考えもあるんですね」で止めておきます。
—その気はなくても人を傷つけてしまうこともあります。原因は？
相手への敬意が足りないからではではないでしょうか。例えば、相手が話したあとに、「でも」と話を切ってしまうのは、その人に興味がなくなっているようなもの。「でも」ではなく「それで、それで」と言葉を繋いでみると、新しい発見があるかも知れません。自分と環境が違う人の話も、一度敬意を持って聞いてみることも大切だと思います。
—今の時代、SNSでの人権侵害が問題になっていますが…
投稿する前に一度、「このひとで誰か傷つかないか」と立ち止まって考えてみてはどうでしょう。敬意を尽くして丁寧な言葉で人と接している限り、汚い言葉で傷つけられることはない。SNSの世界でもそれが通用すると信じています。

—最後に若い世代にメッセージを。
何が好きかというところに正直でいて欲しい。私も「アナウンサーになりたい」というのは、学生時代「大それた夢」でしかありませんでした。しかし、想いをもって夢に近づけるように最大限の努力をしてみたら、夢の入りに手が届きました。読者の中で「私なんて」と思っている方がいたら、心のままに一度挑戦してみる価値はあると思います。
—ありがとうございました。



福島区

福島区の人権啓発活動は、継続は力なり

福島区では人権啓発推進員は現在23名と、小人数ですが、福島区の人権啓発事業を積極的に推進し、区民の人権意識の確立と高揚をはかり、人権尊重の明るい町づくりをすすめていく活動を行っています。

主な取り組みとして、人権問題を考えていただく機会として、夏休み(子ども向け)と春休み(大人向け)には人権をテーマに映画上映会を実施しています。

また、福島区最大のイベントである福島区民まつり(来場者数のべ3万人)において啓発パネル展示と啓発物品配布を通して啓発活動を行い、区民の人権意識の向上を図っています。

本年については、拉致問題を自分たち一人ひとりの問

題として、とらえていただけるように実施してきました。

さらに、人権を考える区民のつどい(人権週間事業)を11月に開催し、今年からの新たな連携事業として、第1部に東日本大震災の被災地を訪問した中学生が見てきたこと、感じたことを伝える機会として福島区中学生被災地訪問報告会を、第2部では平和と命の尊さを伝える人権トーク&コンサートを行いました。人権週間には、区役所の1階ロビーにてLGBTへの理解を深めるパネル展示も行い、人権週間に先立っては区内の各種団体のみなさま方にご協力いただき、街頭で人権啓発活動を行っています。



▲区民まつり



▲街頭啓発



▲春休みヒューマンシアター

問い合わせ 福島区役所 市民協働課 電話 06-6464-9743 06-6464-9987

鶴見区

わくわくこどもフェスタ・つるみヒューマンシアターを開催しました。

【わくわくこどもフェスタ】

子どもや子育て世代を対象に、子どもの人権に関心をもち、子どもが安全に安心して生活し互いを尊重しながら支えあい、つながることの大切さ、違いを認め合う寛容さなどの豊かな人権感覚を養うことを目的として「わくわくこどもフェスタ」を開催しました。

「LGBTを中心とした多様性」をテーマに、子どもたちが性について、絵本を通じて楽しく学べるブースや、思いやりの大切さを描いた本の読み聞かせなど、身近に人権を感じられるブースやステージを展開しました。

人権啓発推進員や人権担当だけでなく、保健福祉課や市民協働課、図書館などが連携し、それぞれの視点で「子どもについて考える」イベントとなりました。



【つるみヒューマンシアター】

鶴見商業高等学校の演劇部のみなさんに「自分たちの身近な人権」について、オリジナルの脚本を作成、上演していただきました。

将来のことや、周りの友達との関係、親との関係など、高校生の身の周りで起こる悩みごとを等身大で描く、高校生にしか描けないストーリーとなっており、来場者の方々からも「人は助けあって何かをなしとげる事がある。誰かが誰かの支えになる事、大切だと思いました」などの感想をいただき、人権についてそれぞれに考える機会となりました。



問い合わせ 鶴見区役所 総務課(教育) 電話 06-6915-9734 06-6913-6235



大阪市からのお知らせ

考えよう人権のこと
12月4日～10日は人権週間です!



「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」

(世界人権宣言第一条より抜粋)。

人権週間は、国連で昭和23(1948)年12月10日に「世界人権宣言」が採択されたことを記念して定められたものです。人権とは私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いを超えて一人ひとりに備わった権利です。**平成30年(2018年)は、世界人権宣言70周年の節目の年です。**これを機会に私たち一人ひとりが人権の尊さ、命の大切さを考え、すべての人の「人権が尊重されるまち」を、みんなで築いていきましょう。

世界人権宣言

20世紀、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量殺戮等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年(1948年)12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の

基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる、多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成っています。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。これにより、世界の人権を守る動きは大きく進みました。



その目で見て 生まれた場所より 私自身を

平成29年度人権に関する作品募集事業キャッチコピー〔高校生の部〕特別奨励賞 中村 文恵琉さん

違うから 学べることもあるんだね

平成29年度人権に関する作品募集事業キャッチコピー〔一般の部〕優秀賞 岩中 幹夫さん

特設人権相談を開設します

日常生活の中で生じるさまざまな人権問題について、人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守いたします。無料。当日直接会場へお越しください。

日時 平成30年12月4日(火)午前10時から午後4時まで

会場 大阪市役所1階(南側) 市民相談室

(最寄駅: 地下鉄・京阪本線「淀屋橋」駅1番出口、
京阪中之島線「大江橋」駅6番出口)

対象 市内在住・在勤・在学の方

人権擁護委員とは?

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて地域住民の中から広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を市町村長が推進し、法務大臣が委嘱した民間ボランティアです。

様々な分野の方が、人権相談を受けたり人権の考えを広めるなど、積極的に人権擁護活動を行っています。

問い合わせ 大阪法務局・大阪第一人権擁護委員協議会
電話 06-6942-1489 06-6943-7406

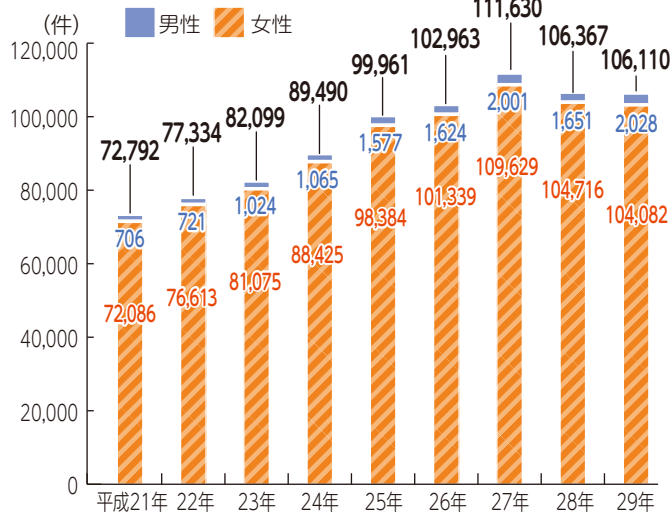
家庭という密室…

『夫婦だから許される』と思いませんか…？

家庭内では夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、きょうだい間など、様々な暴力が日常化することがあります。そこで、ここでは配偶者・内縁間等、親密な関係で起こるDVについてお伝えします。

●配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

参考：内閣府男女共同参画局



配偶者間等のDVの特徴
DVは、前号の「デートDV」で説明したように、強者が一方的に弱者に対して力(暴力)で押さえつけて、自分の思い通りに支配することを目的としており、殴る・蹴るなど身体的暴力、暴言・脅し・監視など精神的暴力などが複雑にからみあっています。

配偶者間や内縁間のDVは、家庭内など密室環境の中で暴力行為が行われるため、被害者の逃げ場がなかったり、家庭内トラブルを外に知られたくないという思いもあり、外傷がない場合は周囲の人にも気づかれない(発覚しづらい)という特徴があります。

また、加害者は支配欲が強く、加害者意識が薄いためDVが日常化

していくことも多く、その一方、被害者は加害者の暴力に慣れてしまったり、逆らうとさらに激しい暴力にあう恐れもあり、無力感に陥り抵抗できなくなる傾向があります。

DVの子どもの影響
本来家庭は子どもにとって安心安全な場所であるはずですが、しかし、両親の暴力行為を見て育った子は、自分が直接暴力を受けていなくても、親の暴力を目の当たりにすることで、心に大きな傷を負うことがあります(これは児童虐待に当たります)。

そのため子どもが情緒不安定になったり、暴力がトラウマとなり、将来DV加害者や被害者になってしまう「暴力の世代間連鎖」につなが



DVに悩んだら
もしあなたがDV被害にあっていたら、勇気を出して専門の相談機関に相談してください。DV防止法により、加害者から避難したり、新しい生活を始めるための支援を受けることができます。

DVに関する相談窓口

- 大阪市配偶者暴力相談支援センター
☎06-4305-0100 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:30～17:00
- 大阪府女性相談センター(大阪府配偶者暴力相談支援センター)
☎06-6949-6022 9:00～20:00(祝日・年末年始は休み)
☎06-6946-7890 24時間(365日対応)
- 女性の人権ホットライン(大阪法務局)
☎0570-070-810 (PHS、IP電話からは接続不可。☎06-6942-1238をご利用ください)
月曜日～金曜日 8:30～17:15

一般的な悩み相談窓口

- 女性の悩み相談(クレオ大阪中央)
☎06-6770-7700 火～土曜日 10:00～20:30、日曜日・祝日 10:00～16:00
- 男性の悩み相談(クレオ大阪子育て館)
☎06-6354-1055 毎週金曜日 19:00～21:00、第3日曜日 11:00～17:00



「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づく認識等の公表を行っています

- 平成28年7月1日より全面施行したこの条例は、人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせることにつながりかねない「ヘイトスピーチ」を大阪市として「許さない」という姿勢を明確にするとともに、ヘイトスピーチに対処するための措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護し、ヘイトスピーチの抑止を図ることを目的としています。
- 条例では、ヘイトスピーチの定義を定め、市民からの申出等に基づき、対象となった表現活動がヘイトスピーチに該当すると判断される場合には、拡散防止措置として、事案の内容に応じ、掲示物の撤去やインターネット上の動画の削除の要請などを行うとともに、認識等の公表として、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称などの公表を行うこととしています。
- 全面施行から2年間で、大阪市内で行われた街宣やデモ活動を記録した動画をインターネット動画サイトに掲載していたもの4件について、ヘイトスピーチに該当すると認定し、拡散防止措置及び認識等の公表を行い、掲載されていた動画は全て削除されています。
- その後、インターネット掲示板への書き込みを編集した「まとめサイト」に記事を掲載していたものについても、ヘイトスピーチに該当すると認定しました。

詳しくは、大阪市ホームページでご確認ください!



人権週間講演会・拉致問題パネル展を開催します

●人権週間講演会

「日本で知った幸せの値段

～多文化国スリランカの生活・日本に来て感じたこと」

スリランカ生まれ。高校生の時に父が家を担保に借りた7万円と片道切符を手に留学のために来日。苦学生から経済学者になったにしゃんたさんが、日本で遣ったお金と貰ったお金をキーワードに、日本と外国の価値観の違いなども合わせてユニークなお話をさせていただきます。



▲にしゃんたさん

- 【日時】12月7日(金) 14:00～15:30 (開場 13:30)
- 【会場】中央区民センター 2階ホール(久太郎町1-2-27)
- 【定員】300名(当日、先着順)
- 【参加費】無料
- 【申込】不要
- 【問い合わせ】中央区役所市民協働課 市民活動支援グループ ☎06-6267-9743 ☎06-6264-8283
- 【主催】中央区役所／中央区人権啓発推進協議会

●拉致問題パネル展

- 【日時】12月4日(火)～12月14日(金) ※最終日は、16:00まで。
- 【会場】中央区役所 1階ロビー(久太郎町1-2-27)

犯罪被害への理解を深めましょう

犯罪被害は、いつ誰に起きるかわかりません。犯罪被害にあわれた方やその家族・遺族の方(犯罪被害者等)が、被害から立ち直り、地域において再び平穏に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮、協力が重要です。

大阪市では、毎年「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日)」にあわせて、市民のみなさんに犯罪被害者等への理解を深めていただくため、大阪府・堺市・大阪府警察や、民間支援団体である大阪被害者支援アドボカシーセンター※などと連携して、さまざまな啓発活動を行っています。

また、「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談に対して、その置かれている状況に応じた大阪市の施策や制度についての情報提供、関係機関の紹介などを行っています。

※認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター
大阪府公安委員会より犯罪被害者等早期援助団体に指定されており、犯罪や事故などの被害者やその家族・遺族からの相談、各種支援活動を無料で行っている民間支援団体です。

【相談電話】☎06-6774-6365
10:00～16:00(土日・祝日・年末年始を除く)



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョウとちゃん」

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権企画課(大阪市役所4階北側)
☎06-6208-7619 ☎06-6202-7073
【相談時間】9:00～17:30(土日・祝日・年末年始を除く)

料金受取人払郵便

大阪西局 承認
2275

差出有効期間
平成31年2月28日まで
(切手不要)

5 5 0 8 7 9 0
527

大阪市西区立売堀4-10-18
阿波座センタービル1階
大阪市人権啓発・相談センター 行

※個人情報の取扱いについて…アンケートから取得しました個人情報は、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱います。ご住所・お名前についてはプレゼントの発送ために使用します。年齢については情報誌にかかる統計データ作成のために使用します。

楷書ではっきりとご記入ください。

ご住所 〒	
お名前	年齢 歳



今号は「風評被害・誹謗中傷」を特集テーマに取り上げました。いかがでしたか? 今は、だれもがSNSなどを使って情報を自由に発信することができるといわれています。情報の向こうにいる人への思いやりの気持ちを忘れないよう、心がけたいですね。インタビューでは、フリーアナウンサーの八木早希さんに登場していただきました。ご自身の経験や想いについて、たくさんお話いただきました。記事を読んで「私自身を大事にする」ことについて、考えていただければ幸いです。

大阪市人権啓発・相談センター

ひとりで悩んでいませんか？

大阪市にお住まいの方で、人権に関することでお悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。まずはお電話を！

専門の相談員が対応します。

電子メールによる
相談もできます！



専門相談員による 人権相談

相談専用電話番号

☎06-6532-7830

相談専用FAX番号

FAX06-6531-0666

相談時間 月～金 / 9:00～21:00
日・祝日 / 9:00～17:30

※土曜日、年末年始(12/29～1/3)・施設点検日は休業

※人権相談の受付は、相談時間終了の**30分前**までです。

人権相談のほか、人権に関するパンフレットの提供や人権啓発ビデオ・DVDの貸し出しも行っています。

研修会などにぜひ、ご活用ください。

人権啓発事業に関するお問い合わせ

☎06-6532-7631

FAX06-6532-7640

開設時間 月～金 / 9:00～17:30

※土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休業



大阪市人権啓発・相談センター

LINE@

大阪市の人権に関する取り組みや人権問題のトレンド・クイズなどを掲載しています。週1回配信しています！

友だち追加
ID・QRコード



@osaka7830



ウェブサイトからも下記アンケートにお答えいただくことができます。専用フォームに入力するだけで簡単に応募できます。

読者の「もっと知りたい!!」にお答えします！



はがきやウェブサイトでのアンケートからいただいたご感想・ご意見をもとに、誌面には掲載しきれなかった情報や、読者の「もっと知りたい」情報を大阪市ホームページに掲載していきます。ぜひご覧ください。

また、これまで発行した「KOKOROねっと」のバックナンバーについても、大阪市ホームページに掲載しています(平成22(2010)年6月発行No.5より)。過去に特集した内容やインタビュー記事などで、ご参考になるものがあるかもしれませんので、ぜひご覧ください。

もっと知りたい!!



KOKOROねっと
バックナンバー



大阪市人権啓発・相談
センター ホームページ



大阪市民政局
Facebook



アンケートに答えて「図書カード」をゲットしよう!! No.38 プレゼント付きアンケート!!

質問1

この情報誌を、どこで入手されましたか？
(その他の場合は具体的な場所をご記入ください)



質問2

この情報誌のなかで興味・関心を持った記事はありましたか？
(複数回答可)

質問3

あなたは、人権について関心がありますか？

質問4

この情報誌を読んで人権への興味・関心がわき、理解に役立ちましたか？

質問5

今後もこのような情報誌を読んでみたい(発行したほうが良い)と思いますか？

質問6

この情報誌を読んだ感想やご意見、今後掲載してほしい内容やご要望をお書きください。

KOKOROねっと No.38 アンケートはがき

下記事項のあてはまる番号を○で囲むか、必要事項をご記入ください。

- 1 駅構内 2 市・区役所 3 図書館 4 学校、職場
5 大阪市ホームページ
6 その他()
- 1 巻頭特集(P.1～4) 2 ココロノコエ・八木早希さん(P.5～6)
3 大阪市からのお知らせ(P.7) 4 各区の取り組み(P.8)
5 人権コラム・DV(P.10)
6 その他()
- 1 関心がある 2 すこし関心がある
3 あまり関心がない 4 関心がない
- 1 とても役に立った 2 役に立った
3 あまり役に立たなかった 4 役に立たなかった
- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う
3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
- 6 いただいた感想・ご意見等について、無記名の情報として、本誌と大阪市ホームページ上に掲載する場合があります。掲載に同意される場合は右の□にチェック✓を入れてください→ ☐

右のはがきまたはスマートフォンなどからも応募できます。
アンケートの答えとはがき表面に必要事項(ご住所・お名前・年齢)をご記入の上、はがきについてはキリトリ線にそって切り取り、ポストに投函してください(切手不要。応募はいずれかお1人1回)。抽選で図書カード(20名様に1,000円相当)をプレゼントします。なお、当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。
応募期限：平成31(2019)年1月31日(木)

◆次回のKOKOROねっとNo.39は、平成31(2019)年2月発行の予定です。
主な設置・配付場所：市役所、区役所、大阪メトロ駅構内、市立各図書館等

キリトリ